

令和6年度デジタルオウンドメディア強化業務仕様書

1 事業の目的

WEB 県民だよりのデジタルオウンドメディアとしての有用性を早期に確立する。

2 業務の内容

WEB 県民だより(トップページ及び各ページ、フカボリ# 県民だより)の閲覧者の増加・定着を図るため、デジタル媒体を利用して県民だより最新号に関する広報を実施する。

< 県民だよりの発行 >

発行号	備考
11月号(令和6年11月1日発行)	新聞折り込みあり※
12月号(令和6年12月1日発行)	新聞折り込みなし
1月号(令和7年1月1日発行)	新聞折り込みあり※
2月号(令和7年2月1日発行)	新聞折り込みなし
3月号(令和7年3月1日発行)	新聞折り込みあり※

※ 朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、中日、静岡、伊豆の各新聞の定期購読世帯への新聞折り込みを実施。

< フカボリ# 県民だより >

毎号、県民だよりの特集記事に関連した施策や話題など、紙面に載せきれない情報を掲載。紙面から同サイトへの誘導は、二次元コードの掲載により実施している。

(web ふじのくにメディアチャンネル内 <https://fmc.pref.shizuoka.jp/article post/>)

(1) デジタル広報

- ・ WEB 及び SNS 広告など、県民の閲覧・利用頻度が高いデジタル媒体を用いる。
- ・ 若年層の閲覧促進につながる広報を実施する。
- ・ 新聞折込をしない月(12月、2月)は、より注力した広報を実施する。
- ・ 広告制作の経費を含む。
- ・ ただし、上記手法よりも効果的な手法がある場合は提案を受け付ける。

(2) その他、発行紙等と連携した情報発信

- ・ (1)に加えて、県民だより発行紙等と連携した効果的な方法について、自由な提案を受け付ける。

(3) 効果測定

- ・ 活用した広報媒体の効果測定(媒体ごとの WEB 県民だよりへの誘導状況等)を行い、毎月、報告書を提出する。

3 留意事項

(1) 著作物の帰属

本契約における制作物は、県に帰属する。

(2)守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(3)その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。